

大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会 計画策定・改定 WG

第 2 回ワーキング会議 議事要旨

日時：令和 6 年 10 月 2 日（水）13:30～15:30

場所：オンライン（ZOOM）

議事：

- （1）北海道版ワークシート（第 3 版）の補足説明
- （2）災害廃棄物処理計画に必要な内容の説明
【住民への周知・広報、避難所ごみ（生活ごみ）、し尿・仮設トイレ】
- （3）演習【避難所ごみ（生活ごみ）、し尿・仮設トイレ】
- （4）災害時の広報用チラシの作成（質疑応答を含む）

議事要旨：

- （1）北海道版ワークシート（第 3 版）の補足説明
北海道版ワークシート（第 3 版）について事務局（応用地質）より補足説明した。

- （2）災害廃棄物処理計画に必要な内容の説明

【住民への周知・広報、避難所ごみ（生活ごみ）、し尿・仮設トイレ】

上記について、災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインや他自治体の事例等をもとに事務局（応用地質）より説明した。

- （3）演習問題【避難所ごみ（生活ごみ）、し尿・仮設トイレ】

上記について、推計式を説明した後、各市町村の実際の基礎的数値を使用して電卓で演習問題を実施した。

- （4）災害時の広報用チラシの作成（質疑応答を含む）

災害時の広報用チラシについて、参加者からの意見をいただき作成した。いただいた意見は後述する。

【ご意見・ご質問】

- 自治体 A：事前の周知ということで、罹災証明書の持参というの必要ではないかと思いました。事前にお知らせしておくことで手続きと処理の流れが住民も理解できるのではないかと。
- 自治体 B：特になし。
- 自治体 C：ごみ区分については地域の特性にもよるが 1 市 4 町でごみ処理施設を運営しているため、連携をとったうえで品目を記載するのが良いと思っている。また、家電 4 品

目については仮置場が設置されている間は自治体で処理をするが、仮置場閉鎖後はその限りではないため住民の方が勘違いしないように注釈等入れるのが良いのではないかと。

●自治体 D：他の自治体の方々は災害時の広報は紙媒体をメインに考えているか、それともホームページに記載することを考えているのか教えていただきたい。

●事務局（応用地質）：資料 2 でも紹介しているが、ホームページや広報誌、避難所に掲載、回覧板等の様々な方法で広報するのがよいです。

●事務局（北海道地方環境事務所）：紙媒体だけでなく電子媒体でも周知するのが良い。パワーポイントやワードで作成したうえでホームページや各市町村の公式 SNS を使用して広報するやり方もある。紙媒体の場合は町内会で配布する方法や水害等の場合は、（罹災証明の発行では遅くなるため）被災証明書を発行するときがあるので、その時に一緒にチラシを配布する方法もある。

●自治体 D：自治体 D の場合、道路が一本道のため寸断された場合は、紙媒体での配布ができなくなる可能性がある。ホームページでの広報も検討しているが、高齢者は見るとはならない可能性もあるため他の方法も検討する。

●事務局（応用地質）：平時から災害時のごみ区分を広報しておくのも良いかと思う。

●自治体 E：チラシに公式 LINE アカウント等の QR コードを載せて記載しきれない部分を補う方法もあるのではないかと。

●事務局（北海道地方環境事務所）：（仮置場の）入口付近で車が渋滞しないようにレイアウトを検討する必要がある。ソファとか布団は軽いために降ろすのに時間はかからないが、畳や家電 4 品目は降ろすのに時間がかかってしまう。仮置場内の導線はなるべく幅も広くとるのが良いかと思う。家電 4 品目と小型家電は品目ごとに分けておくのが良い。瓦・ブロックくずは（破片等、細くなるため）レイアウトの後ろのほうにあるのが良い。災害の状況や自治体の地域特性を加味してレイアウトを工夫する必要がある。

【ご質問】

●自治体 C：災害廃棄物を処理施設に持っていきと施設側が受け入れてくれるか受け入れてくれないかの問題がある。平時の処理施設で受け入れられないものに関しては仮置場が開設されたとしても持ってこないでくださいという周知も必要かと思うがどうか。

●事務局（北海道地方環境事務所）：広域連合で決められた品目であれば受け入れ可能だが、それ以外の品目ということか？

●自治体 C：そうです。

●事務局（北海道地方環境事務所）：住民から災害ごみですと言われれば、一般廃棄物として受け入れることが原則である。平時の処理施設で処理できない品目については北海道（振興局）や環境省（は相談でのみ対応）を通じて北産協とも連携し、処理事業者を紹介することはできるかと思う。まずは仮置場での受け入れや収集運搬体制を整えていただく必要がある。平時の業務とは異なるため、あらかじめ検討しておくことが重要である。

●自治体C：農家が多い地域のため、農業関係のごみが排出される可能性がある。いわゆる事業系ごみも仮置場にいったん集めて、いまこれだけの量が排出されていますと振興局のほうに相談すれば良いということか。

●事務局（北海道地方環境事務所）：そういうことになる。現役の農家から資材等のごみを持ち込まれると基本的に産廃や事業系ごみになるが、離農して倉庫に眠っている（一例として噴霧器や育苗トレーなど）農具等を持ってくるというのがままある。何も言わずに受け入れてしまうと便乗して持ち込まれてしまう可能性があるため、事前に検討しておく必要がある。

●自治体C：持ち込まれたら一般廃棄物と同様に仮置場で集めて処理をしなければならないとは思っている。

●事務局（北海道地方環境事務所）：一般廃棄物ではあるが、自治体Cが事業者処理委託契約をするというかたちで産廃処理業者に処理をお願いする方向になるかと思う。

●自治体C：産廃事業者との提携があるのかどうか探すと、あわせて振興局との提携があれば使うということではないか。

●事務局（北海道地方環境事務所）：業者を選定するのであればそのほうが早いと思う。平時（では連合）の施設で処理していない災害ごみに関しては産廃処理業者のほうノウハウがあるため、振興局を通じて相談して業者を紹介してもらうのが良いかと思う。災害が発生してから業者を一から探すのは大変であるため、普段お付き合いのある事業者に災害が発生したときも処理委託できるような形であれば、あらかじめ協定を締結しておく方法もあるかと思う。

●自治体C：廃棄物の搬入には証明書という形で発行しているが、その時に産業廃棄物が発生した場合も委託業者になっていただけるか同意をもらうのもいいのか。

●事務局（北海道地方環境事務所）：普段の契約の中に盛り込むという方法もあるが、別途契約しておくという方法もあるかと思う。

●自治体C：同意をもらうには、強制ではなく、任意というような扱いとする。一般廃棄物を搬入する業者には証明書を発行している。平時の処理施設ではこの証明書を所持している業者がきたら自治体Cから搬入していることが分かる。証明書は2年に1回更新があるため、更新の時にもし災害が発生した場合は災害廃棄物の搬入の協力を頂けるかどうかの協定か同意書をいただいておけば振興局に頼らず、直接自治体Cから業者とのやり取りでも構わないのか。

●事務局（北海道地方環境事務所）：2年に1回は免許（許可の）更新ということか。

●自治体C：そうです。免許更新と一緒にしても法令等問題ないか。

●事務局（北海道地方環境事務所）：振興局と相談して問題がない文面を整えておけば良いかと思う。

●自治体C：分かりました。

●自治体C：北海道版ワークシート（第3版）の p. 1～2 に災害廃棄物処理業務の全体像

（環境省リーフレット）を載せ、できるだけ絵や図のほうが良いということだったので、文章もできるだけ分かりやすくしたいと思っている。また、対象廃棄物の種類の災害廃棄物の種類については基本的には、さっき質問した通りだが、平時の処理施設の分別と同じにしたいと思っている。また、一般廃棄物については仮置場が設置されているときだけ持ち込みができるという内容を計画に記載したいと思うがそれは構わないか。

●事務局（北海道地方環境事務所）：そのほうが皆さんに分かりやすくなると思います。

●自治体C：分かりました。

●自治体A：第1回WG会議を途中退席してしまった関係で、課題を処理計画に盛り込んだものをご提出という話もあったかと思うのですがそれについて確認させていただきたい。

●事務局（応用地質）：第1回WG会議の資料3の回答様式に各自自治体の内容を記載していただいて提出いただいた。この回答様式の内容を北海道版ワークシート（第3版）に落とし込んでいただきたい。

●自治体A：分かりました。

●事務局（応用地質）：先日送付した北海道版ワークシート（第3版）を使用して策定を進めていく方針か。

●自治体A：その予定です。